避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人ら全員に対して家族別離が生じたことによる増額分として平成23年3月から平成24年3月まで月額3万円(合計39万円)が、申立人のうち1名に対して役場職員として避難住民の引率や家畜の殺処分等に関わったこと等を原因としてPTSD(心的外傷後ストレス障害)、双極性障害、うつ病等に罹患したことによる増額分として、PTSD等を発症する原因となった過酷な避難生活を送った平成23年3月から同年11月まで及び病気を発症した平成26年8月から平成30年3月までについて月額3万円(合計159万円)が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6(以下「申立人ら」という。)と、被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

精神的損害(日常生活阻害慰謝料の増額分)

(1) 申立人ら

期間 平成23年3月11日~平成24年3月31日

(2) 申立人X3

期間 平成23年3月11日~平成23年11月30日、 平成26年8月1日~平成30年3月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、下記のとおり合計金198万円の支払義務があることを認める。

記

精神的損害(日常生活阻害慰謝料の増額分)

(1) 申立人ら

金39万円

(2) 申立人X3

金159万円

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互 に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するもの とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解 決センターに交付する。

令和5年4月24日

(仲介委員 菅野 芳人)